

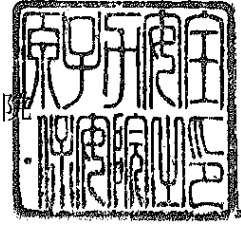
経済産業省

平成 16・11・19 原院第 4 号

平成 16 年 11 月 19 日

保安規程の法令適合性確認事項（内規）

経済産業省原子力安全・保安院



鉱山保安法第 19 条に規定する保安規程の設定に係る法令適合性確認事項を別紙のとおり制定する。

保安規程の法令適合性確認事項

目 次

1 . 保安管理体制	1
2 . 保安委員会	3
3 . 鉱山労働者代表	4
4 . 保安を推進するための活動	5
5 . 保安教育	5
6 . 災害時の対応	6
7 . 鉱業権者が講ずべき措置を実施するための具体的な事項	7
8 . 海洋施設における油の処理	2 2
9 . 研修及び見学	2 3
1 0 . その他の保安を確保するための措置の内容	2 3
1 1 . 保安を確保するための措置の評価方法	2 3
1 2 . 保安を確保するための措置の見直しに関する事項	2 3

はじめに

本確認事項は、鉱山の鉱業権者に対して、要求される鉱山保安法(以下「法」という。)及び鉱山保安法施行規則(以下「規則」という。)の事項を明確にし、確実な保安規程の作成に寄与するために作成したものである。

本確認事項は、規則第40条に規定された保安規程に定めなければならない事項に基づき作成されている。

以下に、各事項ごとに関連する鉱山保安法令を記す。(なお、事項のみの場合は、関連する鉱山保安法令の適用がないものである。)

1. 保安管理体制

(1) 保安管理体制の構成

保安統括者が鉱山において選任されていること。(法第22条第1項)

法第22条

鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。

保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者であること。(法第22条第2項)

法第22条

2 保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

保安管理者が鉱山において選任されていること。(法第22条第3項。なお、同項ただし書に該当する場合は不要。)

法第22条

3 鉱業権者は、鉱山において、保安統括者を補佐して、保安に関する事項を管理させるため、当該鉱山に常駐し、かつ、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、保安管理者を選任しなければならない。ただし、保安統括者が当該鉱山に常駐し、かつ、本文の要件を備える場合は、この限りでない。

保安管理者は、当該鉱山に常駐し、規則第41条第1項に規定する要件を備える者であること。(法第22条第3項及び規則第41条第1項)

規則第41条

法第22条第3項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して3年以上従事したもの
- 二 前号に掲げる者のほか、鉱山の保安に関する実務に通算して5年以上従事したもの

保安統括者及び保安管理者の代理者が選任されていること。（法第24条第1項。
なお、保安管理者の代理者は、保安管理者が選任されている場合に限る。）

法第24条

鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

規則第43条第1項で規定された作業区分に応じ、必要となる資格を有する者が作業監督者に選任されていること。（法第26条第1項、規則第43条第1項及び同規則附則第6条）

法第26条

鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

規則第43条

法第26条第1項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。
（表は、別表1を参照のこと。）

規則附則第6条

第43条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる作業の区分ごとに同表下欄に掲げる旧試験規則第4条及び第5条の国家試験の種類に応じ合格した者は、法第26条第1項の作業監督者の資格を有する者とみなす。（表は、別表2を参照のこと。）

(2) 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の範囲（請負を含む。）

保安統括者は、保安に関する事項を統括管理する職務範囲となっていること。（法第22条第1項）

保安管理者は、保安統括者を補佐して、保安に関する事項を管理する職務範囲となっていること。（法第22条第3項）

作業監督者は、当該作業区分が職務範囲に含まれていること。（法第26条第1項、

規則第43条第1項及び同規則附則第6条)

2. 保安委員会

(法第31条第1項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合を除く。)

法第28条

鉱業権者は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行わせるため、鉱山に保安委員会を設けなければならない。ただし、第31条第1項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

(1)委員の選任方法

委員は、鉱業権者がその鉱山の鉱山労働者の中から選任していること。(法第29条第3項)

法第29条

3 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。

委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推薦により選任されていること。(法第29条第4項。なお、同項ただし書に該当する場合は、この限りではない。)

法第29条

4 前項の委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推薦により選任しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。

(2)開催頻度

法第30条の規定に基づき保安委員会への通知がある場合に開催することとなっていること。(法第30条)

法第30条

鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

2 鉱業権者は、第41条第1項及び第47条第1項の規定に基づく報告をしたときは、遅滞なく、その内容を保安委員会に通知しなければならない。

法第19条第4項の規定に基づき、保安規程を定め、又は変更する場合に開催することとなっていること。(法第19条第4項)

法第19条

4 鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第28条の規定による保安委員会の議に付さ

なければならない。

(3) 審議結果の記録に関する事項

3. 鉱山労働者代表

(法第 3 1 条第 1 項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合に限る。)

法第 3 1 条

鉱山労働者は、鉱業権者、保安統括者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、1人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

(1) 法第 3 2 条の規定により読み替えて適用される法第 1 9 条第 4 項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項

保安規程を定め、又は変更するときは鉱山労働者代表の意見を聴くこととなっていること。(法第 3 2 条の規定による法第 1 9 条の読み替え)

法第 3 2 条

前条第一項の規定により鉱山労働者代表の届出があつた場合には、第 1 9 条第 4 項中「第 2 8 条の規定による保安委員会の議に付さなければならない」とあるのは「第 3 1 条第 1 項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かななければならない」と、第 3 0 条中「保安委員会」とあるのは「鉱山労働者代表」と、第 4 7 条第 2 項中「保安委員会の委員」とあるのは「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

法第 1 9 条

4 鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第 2 8 条の規定による保安委員会の議に付さなければならない。

(2) 法第 3 2 条の規定により読み替えて適用される法第 3 0 条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項

経済産業大臣若しくは産業保安監督部長の処分があつたとき、又は法第 4 1 条第 1 項及び法第 4 7 条第 1 項の規定に基づく報告したときは、遅滞なく、その内容を鉱山労働者代表に通知することとなっていること。(法第 3 2 条の規定による法第 3 0 条の読み替え)

法第 3 0 条

鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又

は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

2 鉱業権者は、第41条第1項及び第47条第1項の規定に基づく報告をしたときは、遅滞なく、その内容を保安委員会に通知しなければならない。

(3)法第32条の規定により読み替えて適用される法第31条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項

鉱業権者、保安統括者及び保安管理者は、鉱山労働者代表と誠実に協議し、鉱山労働者代表の勧告を尊重することとなっていること。(法第31条第3項)

法第31条

3 鉱業権者、保安統括者及び保安管理者は、鉱山労働者代表と誠実に協議し、並びに鉱山労働者代表の勧告を尊重しなければならない。

4 . 保安を推進するための活動

(1)保安を推進するための活動の実施体制及び内容

(2)保安を推進するための活動の記録に関する事項

5 . 保安教育

法第10条

鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

(1)教育の対象者、程度及び方法

鉱山に従事する鉱山労働者がその作業を行うに必要な教育が施されていること。(法第10条第1項)

特に危険な作業については、その作業を行うに必要な教育が施されていること。(法第10条第2項、規則第30条及び同規則附則第4条の規定)

規則第30条

法第10条第2項の特に危険な作業として経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該作業に従事させるときに施すべき教育の内容は、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項(関係法令に関する事項を含む。)について、同表下欄に掲げる時間数に応じて行うものとする。(表は、別表3を参照のこと。)

- (2)再教育の程度及び方法
- (3)教育の記録に関する事項

6．災害時の対応

- (1)連絡体制
- (2)退避の方法
- (3)罹災者の救護方法
- (4)退避及び救護の訓練の実施方法
- (5)災害の発生に備えるための各作業場又は施設における措置

7．鉱業権者が講ずべき措置を実施するための具体的な事項

(1)落盤又は崩壊

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第3条)

規則第3条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、落盤又は崩壊（浮石の落下及び転石を含む。以下同じ。）について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 支柱の設置、浮石の除去、先受け又は作業面押えの実施、防護設備の設置その他の落盤又は崩壊を防止するための措置を講ずること。
- 二 露天掘採場においては、前号の規定によるほか、適当な高さ及び奥行きを有するベンチの設置、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するための措置を講ずること。
- 三 落盤若しくは崩壊が発生したとき又はその兆候を認めたときは、立入禁止区域の設定その他の落盤又は崩壊による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(2)出水

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第4条)

規則第4条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、出水について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 海底、河底若しくは湖沼底の地下又は水没し、若しくは水没しているおそれが多い旧坑若しくは水脈に近接している場所において、坑道の掘進その他の掘削及び鉱物の掘採を行うときは、先進ボーリングの実施、坑道へのセメント注入、保護区域（出水による被害を防止するために掘削及び鉱物の掘採を行わない区域をいう。）の設定その他の出水を防止するための措置を講ずること。
- 二 防水えん堤又は排水設備の設置その他の出水による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 出水が発生したとき又はその兆候を認めるときは、鉱山労働者の退避その他の出水による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(3)ガスの突出

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第5条)

規則第5条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、ガスの突出について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 坑道の掘進その他の掘削を行うときは、先進ボーリングの実施、ガス抜きの実施、孔口において自噴するガスの圧力及び量の測定その他のガスの突出を防止するための措置を講ずること。
- 二 独立分流方式による通気の採用その他のガスの突出による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 ガスの突出が発生したとき又はその兆候を認めるときは、鉱山労働者の退避、送電の停止その他のガスの突出による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(4)ガス又は炭じんの爆発

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第6条)

規則第6条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、ガス又は炭じんの爆発について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 掘採跡又は不要坑道の充てん又は密閉、可燃性ガス排除のための通気、可燃性ガス自動警報器及び可燃性ガス含有率を測定する装置の設置、炭じん飛散防止のための散水、帯電防止処理を施したものの使用、火気の使用禁止その他のガス又は炭じんの爆発を防止するための措置を講ずること。
- 二 爆発伝播防止施設の設置その他の爆発の伝播を防止するための措置を講ずること。
- 三 可燃性ガス含有率の増加により爆発の危険が生じたときは、直ちに当該区域への送電の停止その他の爆発を防止するための措置を講ずること。
- 四 前号の場合において危険な状態を改めることができないとき又は爆発が発生したときは、鉱山労働者の退避その他の鉱山労働者の危険を回避するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(5)自然発火

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第7条)

規則第7条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、自然発火について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 掘採跡、坑道、炭壁又はボーリング孔の充てん、密閉又はセメント注入、一酸化炭素含有率を測定する装置の設置その他の自然発火を防止するための措置を講ずること。
- 二 消火設備の設置、密閉用資材の配備その他の自然発火による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 自然発火を認めたときは、当該箇所での密閉、鉱山労働者の退避その他の自然発火による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(6)坑内火災

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第8条)

規則第8条

法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、坑内火災について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の坑内火災を防止するための措置を講ずること。
- 二 火災発生を感知する装置又は消火設備の設置、施設の防火又は耐火構造化その他の坑内火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 坑内火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の坑内火災による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(7)ガスの処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第9条)

規則第9条

法第5条第1項の規定に基づき、ガスの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 坑内において、一酸化炭素その他の有害ガスの含有率が、次のいずれかに該当するときは、通気量の増加、ボーリング孔の密閉その他の有害ガスの含有率を低減するための措置を講ずること。
 - イ 一酸化炭素 0.01パーセント以上
 - ロ 硫化水素 0.001パーセント以上

- ハ 亜硫酸ガス 0.002パーセント以上
- ニ 窒素酸化物 0.0025パーセント以上
- 二 前号の措置により有害ガスの含有率を低減することができないときは、保護具の着用、通行遮断その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。
- 三 坑内以外の作業場において、有害ガスが発生し、又は流入し、鉱山労働者にガス中毒その他の危険があるときは、換気装置の設置、保護具の着用その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(8) 粉じんの処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第10条)

規則第10条

法第5条及び第8条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。
- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)T8151に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具を着用させること。
- 三 前号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。
- 四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、6月以内ごとに1回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度(石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。)及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。
- 五 屋内作業場のうち次に掲げる作業を行う作業場について前号の測定を行ったときは、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従って評価し、第1管理区分、第2管理区分及び第3管理区分に区分すること。
 - イ 動力により、土石、岩石又は鉱物(それぞれ湿潤なものを除く。この号において同じ。)を破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業(水又は油の中で行う作業及び設備による注水をしながら行う作業を除く。)
 - ロ 動力により、岩石又は鉱物を裁断し、又は仕上げする場所における作業(火炎を用いて行う作業及び設備による注水又は注油をしながら行う作業を除く。)
- ハ 動力により研磨材を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、

又は金属を裁断する場所における作業（設備による注水又は注油をしながら行う作業を除く。）

ニ 粉状の鉱物を混合し、又は混入する場所における作業

ホ 粉状の鉱物、粉状の製品及びフライアッシュ（湿潤なものを除く。）を袋詰めする場所における作業

六 前号の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。

七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従って評価すること。

八 第5号及び前号の規定による評価の結果、第2管理区分に区分された屋内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずよう努めること。

九 第4号及び第7号の規定による測定並びに第5号及び第7号の規定による評価については、その結果を記録し、7年間保存すること。

十 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。（規則第40条第1項第7号）

(9) 捨石、鉱さい又は沈殿物の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。（規則第11条）

規則第11条

法第5条第1項及び第8条の規定に基づき、捨石、鉱さい又は沈殿物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 崩壊又は地滑りにより危害又は鉱害が発生するおそれがない箇所へ集積すること。
- 二 排水路、よう壁及びかん止堤の設置その他の捨石、鉱さい又は沈殿物の流出を防止するための措置を講ずること。
- 三 集積を終了したものについては、覆土又は植栽の実施その他の廃水又は集積物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 四 集積箇所において、崩壊若しくは地滑りが発生したとき又は集積場の表面に亀裂若しくは沈降を生じ、崩壊若しくは地滑りの兆候を認めたときは、応急措置の実施、鉱山労働者の退避その他の被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。（規則第40条第1項第7号）

(10) 機械、器具及び工作物の使用

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。（規則第12条）

規則第 1 2 条

法第 5 条第 1 項及び第 7 条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。

の措置の内容について、使用方法及び作業方法若しくは作業手順の内容を鉱山労働者に周知するための方法、体制、鉱山労働者が習得するため必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第 4 0 条第 1 項第 7 号)

(11)火薬類の取扱い

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第 1 3 条)

規則第 1 3 条

法第 5 条第 1 項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類を受渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。
- 二 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、前号の場所、発破場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。
- 三 火薬類取扱所に存置する火薬類は、2 作業日の使用見込量以上としないこと。
- 四 受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを 1 年間保存すること。
- 五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。
- 六 発破作業を行うときは、前号の規定によるほか、異常爆発の防止並びに発破作業員及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。
- 七 発破作業終了後は、第 5 号の規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。
- 八 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第 4 0 条第 1 項第 7 号)

(12)毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含む廃水の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第 1 4 条)

規則第 1 4 条

法第 5 条第 1 項及び第 8 条の規定に基づき、毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含む廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 毒物及び劇物を取り扱うときは、保護手袋又は保護衣の着用その他の鉱山労働者の危害を防止するための措置を講ずること。
- 二 毒物及び劇物を運搬し、又は貯蔵するときは、飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し及び地下

- へのしみ込みの防止並びに紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。
- 三 毒物及び劇物を含有する廃水を処理するときは、第19条の規定によるほか、中和、加水分解、酸化、還元その他の鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 四 毒物及び劇物の取扱いを中止するときは、残余の毒物及び劇物について、危害又は鉱害を生じない方法で処理をすること。
- 五 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込みが生じたときは、その事故について、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(13)火気の取扱い

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第15条)

規則第15条

法第5条第1項の規定に基づき、坑外における火気の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。
- 二 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災の発生による被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(14)通気の確保

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第16条)

規則第16条

法第5条第2項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。

- 一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は19パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は1パーセント以下とすること。
- 二 坑内作業場(通行に使用する箇所を除く。)において鉱山労働者が作業する箇所における気温は、摂氏37度以下とすること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(15)災害時における救護

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第17条)

規則第 17 条

法第 5 条第 2 項の規定に基づき、災害時における救護について、鉱業権者が講ずべき措置は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料の配備、自己救命器の配備、坑内誘導無線機その他の連絡装置の設置、救命施設の設置、救護隊の設置、定期的な退避訓練の実施その他の鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置とする。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第 40 条第 1 項第 7 号)

(16) 鉱業廃棄物の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第 18 条)

規則第 18 条

法第 8 条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱業廃棄物を運搬及び処分するときは、当該鉱業廃棄物が飛散し又は流出しないように行うこと。
- 二 鉱業廃棄物を坑外埋立場（坑外に設置された埋立処分場をいう。以下同じ。）において処分するときは、のり尻から埋立面までの高さの最大値は 3 メートル未満とすること。
- 三 鉱業廃棄物の焼却処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる方法に従って行う場合を除き、行わないこと。
- 四 捨石、鉱さい及び沈殿物（それぞれ有害鉱業廃棄物を除く。）以外の鉱業廃棄物は、集積処分を行わないこと。
- 五 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行わないこと。
- 六 有害鉱業廃棄物は、坑内へ埋立処分を行わないこと。
- 七 捨石、鉱さい、沈殿物若しくはばいじん又は廃プラスチック類の焼却施設において生じた燃え殻のうち、別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれら进行处理したもの又は同表の 6 の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれら进行处理したものを埋立処分するときは、あらかじめそれぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものとし、又は固型化すること。
- 八 ダイオキシン類に係る有害鉱業廃棄物又はこれら进行处理したものを埋立処分するときは、あらかじめ別表第 1 の 9 の項の下欄に定める基準に適合するものとする。
- 九 廃油（タールピッチ類及び廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）を除く。）を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。
- 十 廃ポリ塩化ビフェニル等を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるものを別表第 1 の 8 の項の下欄に定める基準に適合するものとする。
- 十一 ばいじんを埋立処分するときは、こん包の実施その他のあらかじめ大気中に飛散しないための措置を講ずること。
- 十二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（ポリ塩化ビフェニルが塗布された紙くず又はポリ塩化ビフ

フェニルが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くずをいう。)を埋立処分するときは、次のいずれかの方法により処理すること。

イ あらかじめポリ塩化ビフェニルを除去すること。

ロ あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるものを別表第1の8の項の下欄に定める基準に適合するものとする。

十三 埋立処分が終了した有害鉱業廃棄物の坑外埋立場(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う坑外埋立場については、埋立処分が終了した区画)は、速やかに覆いにより閉鎖すること。

十四 埋立処分が終了した坑外埋立場は、覆土又は植栽の実施その他の浸出水又は鉱業廃棄物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

十五 有害鉱業廃棄物の1月ごとの種類別発生量及び運搬及び処分の方法ごとの量並びにその年月日、次号により運搬及び処分を他人に委託する場合には、委託年月日、受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号を帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること。

十六 鉱業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、次によること。

イ 鉱業廃棄物(有害鉱業廃棄物を除く。)の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、委託しようとする鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ロ 有害鉱業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、委託しようとする有害鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ハ 鉱業廃棄物の処分を委託する場合には、処分を委託しようとする者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する管理票を交付すること。

十七 鉱業廃棄物(第1条第2項第33号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物(金属鉱山等に限る。)の埋立場並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん(石炭鉱山及び石油鉱山に限る。)又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。)の付近の地下水(水面埋立場にあつては、その付近の水域)の水質について、定期的に測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八 鉱業廃棄物の埋立場において、鉱業廃棄物が飛散し、流出し又は地下に浸透し、鉱業廃棄物による鉱害を生じたときは、応急措置の実施その他の被害を防止するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(17)坑水又は廃水の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第19条)

規則第 19 条

法第 8 条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 坑道の坑口の閉そく、坑水又は廃水の処理施設（以下「坑廃水処理施設」という。）の設置その他の坑水又は廃水による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 鉱山等から水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域（以下単に「公共用水域」という。）又は海域に排出する坑水又は廃水は、同法第 3 条第 1 項又は第 3 項の排水基準に適合すること。
- 三 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の環境大臣が定める方法により前号の坑水又は廃水の水質を測定し、その結果を記録し、これを 3 年間保存すること。
- 四 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する指定地域において、同法第 7 条第 1 項に規定する湖沼特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同項の政令で定める規模以上のもの（以下「湖沼特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水は、同項の規制基準に適合すること。
- 五 水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第 23 条第 1 項に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域において、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同法第 4 条の 5 第 1 項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第 4 条の 2 第 1 項及び湖沼水質保全特別措置法第 23 条第 1 項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 3 第 2 項の基準に適合すること。
- 六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号。以下「水道水源法」という。）第 2 条第 6 項に規定する特定施設等に該当する施設を設置する鉱山等であって同項の政令で定める規模以上のものから水道水源法第 4 条第 1 項に規定する指定地域内の水道水源水域に排出する坑水又は廃水は、水道水源法第 9 条第 1 項の特定排水基準に適合すること。
- 七 水質汚濁防止法第 2 条第 7 項に規定する有害物質使用特定施設に該当する施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する鉱山等から地下に浸透する水であって有害物質使用特定施設に係る坑水又は廃水（これを処理したものを含む。）を含むものは、同法第 8 条の環境省令で定める要件に該当しないこと。
- 八 坑水又は廃水が浸透する土壌（事業活動その他の人の活動に伴って汚染された土地に限り、法第 17 条第 1 項に規定する集積場等、別表第 2 の第 21 号、第 22 号、第 27 号及び第 28 号に規定する施設の鉱業廃棄物及び沈殿のための施設に沈殿しているものを除く。）については、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の環境省令で定める基準に適合すること。
- 九 坑水若しくは廃水の発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき又は第 7 号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(18) 鉱煙の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第20条)

規則第20条

法第8条の規定に基づき、鉱煙の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 集じん機及び触媒式浄化装置の設置その他の鉱煙による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 鉱煙発生施設から排出される鉱煙中の汚染物質の量又は濃度は、大気汚染防止法第3条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の排出基準に適合すること。
- 三 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域において、同項に規定する指定ばい煙を排出する鉱山等で同項の環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの(以下「特定鉱煙鉱山等」という。)にあっては、当該特定鉱煙鉱山等に設置されているすべての鉱煙発生施設の排出口から大気中に排出される指定ばい煙の合計量が、同法第5条の2第1項又は第3項の指定ばい煙に係る総量規制基準に適合すること。
- 四 鉱煙発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない鉱煙を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(19) 石綿粉じんの処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第21条)

規則第21条

法第8条の規定に基づき、粉じん(石綿粉じんに限る。)の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 石綿粉じん発生施設においては、散水設備及び集じん機の設置、防じんカバーの取付け、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内への設置その他の石綿粉じんによる鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 石綿粉じん発生施設を設置する鉱山の敷地の境界線における石綿粉じんの大気中の濃度は、大気汚染防止法第18条の5の敷地境界基準に適合すること。
- 三 大気汚染防止法規則(昭和46年厚生省、通商産業省令第1号)第16条の3第1号の環境大臣が定める方法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を6月を超えない作業期間ごとに1回以上測定し、その結果を記録し、これを3年間保存すること。
- 四 石綿粉じん発生施設又は石綿粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、石綿粉じんによる鉱害が発生したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(20) ダイオキシン類の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第22条)

規則第22条

法第8条の規定に基づき、廃水又は鉱煙(それぞれダイオキシン類を含有するものに限る。)の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 ダイオキシン類除去装置の設置その他のダイオキシン類による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 ダイオキシン類発生施設を設置する鉱山等は、ダイオキシン類発生施設から大気中に排出される排出ガス又は公共用水域に排出される排出水は、ダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項又は第3項の排出基準に適合すること。
- 三 ダイオキシン類発生施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(21) 海洋施設における鉱業廃棄物等の処理

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。ただし、海洋施設における油の処理を除く。(規則第24条第1項第1号から第3号まで及び第6号)

規則第24条

法第8条の規定に基づき、ガス、廃水、鉱煙、捨石その他の鉱業廃棄物(それぞれ海洋施設から大気又は海洋へ排出するものに限る。)の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱業廃棄物の海洋投入処分を行うときは、船舶に移載した上で行うこと。ただし、海洋施設の損傷により鉱業廃棄物が排出された場合であって、引き続き鉱業廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときは、この限りでない。
- 二 海洋施設から、オゾン層破壊物質を放出しないこと。ただし、海洋施設の損傷によりオゾン層破壊物質が放出された場合であって、引き続きオゾン層破壊物質の放出を防止するための可能な一切の措置をとったときは、この限りでない。
- 三 次に掲げるものの焼却は行わないこと。ただし、口については、国際海事機関の型式認定証書が発給された焼却炉で焼却するときは、この限りでない。
 - イ ポリ塩化ビフェニル
 - ロ ポリ塩化ビニル
 - ハ 鉱業廃棄物
 - ニ ハロゲン化合物を含んでいる精製された石油

四 (略)

五 (略)

六 油を海洋に排出したときは、その日時、油の種類、排出量及び排出の原因又は方法について記録し、これを3年間保存すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号及び第8号)

国際海事機関の型式認定証書が発給された船上焼却炉においてポリ塩化ビニル(PVC)を焼却する場合は、焼却炉に対する操作手引書を備えるとともに、操作方法の教育及び訓練について記載されていること。(マーポール条約)

(22)土地の掘削

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第25条)

規則第25条

法第8条の規定に基づき、土地の掘削(石油の掘採を含む。)について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱柱又は炭柱の設置、充てんその他の地下における掘削による地表の沈下又は陥没による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 掘採跡の埋め戻し及び植栽、坑井の密閉、沈砂池の設置その他の坑外における鉱物の掘採による崩壊又は土砂流出、石油の湧出、汚濁水流出等の鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 三 海洋施設から土砂を排出するときは、当該土砂の速やかな海底への沈降及びたい積その他の土砂拡散による鉱害を防止するための措置を講ずること。ただし、当該施設の損傷により土砂が排出された場合であって、引き続き土砂の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときは、この限りでない。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(23)巡視及び点検

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第26条)

規則第26条

法第5条から第8条までの規定に基づき、第3条から第22条まで、第24条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。
- 二 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又は前号の測定の結果に異常が認められたものについては、巡視者に危害が及ぶおそれがある場合

- を除き、巡視及び測定の数回の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。
- 三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。
- 四 第1号及び第2号の巡視及び測定並びに前号の点検についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを鉱山労働者に周知すること。
- 五 第1号から第3号までの巡視、検査、測定及び点検の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

巡視、検査、測定及び点検の結果の保存方法、保存期間について記載されていること。(規則第26条第5号)

(24)放射線障害の防止

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第29条)

規則第29条

法第5条第2項及び第8条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 経済産業大臣が定めるところにより管理区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、放射線業務従事者以外の立入りを制限すること。
 - ロ 放射性物質を経口摂取するおそれがある場所における飲食及び喫煙を禁止すること。
- 二 周辺監視区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 人の居住を禁止すること。
 - ロ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 三 放射線業務従事者及びそれ以外の鉱山労働者の線量については、それぞれ経済産業大臣が定める線量限度を超えないようにすること。
- 四 管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度については、経済産業大臣が定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 管理区域内の人が常時立ち入る場所における外部放射線に係る実効線量については、経済産業大臣が定める値以下となるように遮へい物の設置その他の措置を講ずること。
- 六 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないようにすること。
- 七 製錬場内の管理区域から退去する人及びこれから持ち出される放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないようにすること。
- 八 周辺監視区域の外側における空気及び水の中の放射性物質の濃度については、経済産業

大臣が定める濃度限度を超えないようにすること。

九 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、坑内の空気中の放射性物質濃度を低くするために必要な扇風機を設けること。

十 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、放射線障害の防止のため必要があるときは、日本工業規格T 8 1 5 1に適合する防じんマスクを使用させること。ただし、第10条第2号の規定により鉱山労働者に防じんマスク等を使用させたときは、この限りでない。

十一 核原料物質鉱山の選鉱場又は製錬場において放射線障害の防止のため必要があるときは、日本工業規格T 8 1 5 1に適合する防じんマスクを使用させ、かつ、粉じんの飛散を防止するため、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行うこと。ただし、第10条第2号の規定により鉱山労働者に防じんマスク等を使用させ、かつ、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行ったときは、この限りでない。

十二 著しく粉じんが飛散する坑内作業場において、粉じんの飛散を防止するため散水又は給水を行うときは、経済産業大臣が定める放射性物質の濃度限度を超えない水を使用すること。

十三 管理区域に立ち入る者（放射線業務従事者を含む。）の線量を知るため、次の規定を遵守すること。

イ 経済産業大臣の定めるところにより、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量の測定を行い、その結果について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

ロ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）を行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

十四 前号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量

が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の累積実効線量を4月1日を始期とする1年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。

十六 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週1回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十七 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎週1回以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。

十八 鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して））測定し、その結果を記録すること。

十九 第16号及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を一定期間ごとに測定し、その結果を記録すること。

二十 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存すること。（表は、別表4を参照のこと。）

二十一 前号に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

二十二 第20号の表八及びトの線量当量率の記録については、経済産業大臣の定めるところによること。

二十三 第20号の表イの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載すること。

二十四 第20号の表イ、ロ及びチの記録の保存期間は、その記録に係る鉱山労働者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においては、核原料物質鉱山の鉱業権者がその記録を経済産業大臣が定める機関に引き渡すまでの期間とする。

二十五 第20号の表イの規定による記録の写しについては、当該記録に係る放射線業務従事者に対し、記録した都度及びその者が当該業務を離れるときに交付すること。

二十六 核原料物質鉱山の製錬場においては、地震、火災その他の災害により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、放射線障害の防止のため適切な措置を講ずること。

二十七 前号の規定による措置に係る作業であってこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務の従事者（女子にあつては、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女子にあつては、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）に従事させるときは、この限りでない。

二十八 前号の場合においては、第3号の規定にかかわらず、当該鉱山労働者の線量については、当該作業に関し、経済産業大臣が定める線量限度まで被ばくすることができる。

2 法第九条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱業権者の指示がなければ、管理区域に立ち入らないこと。
- 二 前項第10号又は第11号の規定により防じんマスクの使用を指示されたときは、防じんマスクを使用すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

8. 海洋施設における油の処理

(1) 油の処理方法

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第24条第4号及び第5号)

規則第24条

- 四 海洋施設から排出される油は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第10条第1号の排出方法に関する基準(掘削バージにあっては、同令第1条の6第2項の排出基準。)に適合すること。ただし、海洋施設の損傷により油が排出された場合であって、引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときは、この限りでない。
- 五 鉱業の実施に伴い、大量の油が海洋へ排出されたときは、オイルフェンス及びスキマーの使用その他の油による水面の汚染の拡大及び油の継続的な排出の防止並びに海洋に排出された油を除去するための措置を講ずること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

(2) 大量の油の海洋への排出があったとき又は排出のおそれが生じたときの措置であって、次に掲げる事項

- イ) 報告を行うべき場合、報告すべき内容、報告先その他報告に係る遵守すべき手続
- ロ) 防除措置の内容及びこれを講ずるために必要な組織、器材等
- ハ) 防除措置を講ずるため、当該鉱山にいる者その他の者が直ちにとるべき措置
- ニ) 防除措置を講ずるため、当該鉱山における措置に関する関係機関等との調整に係る手続及び当該鉱山における連絡先

(3) 油の海洋への排出に係る記録に関する事項

鉱業権者が講ずべき措置の内容が記載されていること。(規則第24条第6号)

規則第24条

- 六 油を海洋に排出したときは、その日時、油の種類、排出量及び排出の原因又は方法につい

て記録し、これを3年間保存すること。

の措置内容を実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項が記載されていること。(規則第40条第1項第7号)

9. 研修及び見学

(1)実務研修(研修生に鉱山の施設を使用させ、及び坑道の掘削その他の作業に従事させることにより技術、技能又は知識を修得させる研修をいう。以下同じ。)中の保安確保に関する事項

(2)実務研修を受ける者の教育に関する事項

(3)実務研修の内容に関する事項

(4)見学者に対する保安確保に関する事項

10. その他の保安を確保するための措置の内容

前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。)に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容が記載されていること。(規則第40条第1項第10号)

11. 保安を確保するための措置の評価方法

(1)現況調査を実施する体制

(2)措置の実施状況を確認する体制及びその時期

(3)措置の内容を評価する体制及びその時期

(4)(2)の確認結果又は(3)の評価結果の記録に関する事項

12. 保安を確保するための措置の見直しに関する事項

鉱業権者が保安規程を変更するに当たっては、現況調査の結果を踏まえて行うことが記載されていること。(法第19条第3項)

法第19条

3 鉱業権者は、保安規程を定め、又は変更するに当たっては、前条の規定による調査の結果を踏まえて行わなければならない。

別表 1 (作業監督者の資格)

作業の区分	作業監督者の資格
<p>一 火薬類の存置、受渡、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業</p>	<p>一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</p>
	<p>二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</p>
<p>二 ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</p>	<p>一 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のボイラーに係る作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）については、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ボイラー技士免許を受けた者</p>
	<p>二 伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満のボイラー（貫流ボイラーのみを取り扱う場合であって、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のものを含む。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者</p>
	<p>三 伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満のボイラーに係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者</p>
	<p>四 蒸気圧力容器（化学設備（労働安全衛生法施行令第十五条第一項第五号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又は同規則第六十二条の化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者</p>
	<p>五 化学設備に係る蒸気圧力容器に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第六十二条の化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者</p>

<p>三 一日に容積百立方メートル以上の高圧ガス（内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。）を製造するための設備（冷凍設備及び昇圧供給装置を除く。）に関する作業</p>	<p>高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p>
<p>四 冷凍設備（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあっては五十トン未満）のもの、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十六条第二項に掲げる施設（同項第一号の製造施設にあっては、アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であって、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものを除く。）に関する作業</p>	<p>一 一日の冷凍能力が三百トン以上の冷凍設備に係る作業については、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者</p>
	<p>二 一日の冷凍能力が百トン以上三百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者</p>
	<p>三 一日の冷凍能力が二十トン以上百トン未満の冷凍設備に係る作業については、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けている者</p>
<p>五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。）</p>	<p>一 昇圧供給装置のうち、ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものに関する作業については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p>
	<p>二 昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であって、蓄ガス器を備えないものを除く。）に関する作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p>

	又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者
六 電気工作物（電圧三十ボルト未満のものを除く。ただし、石炭坑及び石油坑において使用する電圧三十ボルト未満の電氣的設備であって、電圧三十ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないものはこの限りでない。以下同じ。）の工事、維持及び運用に関する作業	一 電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
	二 電圧五万ボルト以上十七万ボルト未満の事業用電気工作物に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
	三 石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。）及び石油鉱山以外の鉱山における電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物並びに石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。）における電圧十ボルト以上五万ボルト未満、石油鉱山（石油坑を除く。）における電圧三十ボルト以上五万ボルト未満及び石油坑における電圧五万ボルト未満の電気工作物（全出力百キロワット未満の石油鉱山（石油坑を除く。）にあっては、事業用電気工作物に限る。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、同法第四十三条第二項の許可を受けた者が選任する者又は電気事業法規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第二項の経済産業大臣（事業場が一つの産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在を管轄する産業保安監督部長。）の承認を受けた者の委託契約の相手方（石炭坑を除く。）
七 ガス集合溶接装置に関する作業	労働安全衛生規則別表第四に掲げるガス溶接作業主任者免許を受けた者
八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	一 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧カースケール以上のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者

	<p>二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p>
<p>九 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業</p>	<p>三 パイプライン（天然ガスのみを流送するものを除く。）及びその附属設備に係る作業については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第一項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第一の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者</p>
	<p>一 大気汚染防止法施行令別表第一の一四の項に掲げる施設であって、排出ガス量（設置されている鉱煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力零パスカルの状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が四万立方メートル以上のものである作業については、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「公害防止組織法施行令」という。）別表第二の一の項の下欄に掲げる者</p>
	<p>二 大気汚染防止法施行令別表第一の一四の項に掲げる施設であって、排出ガス量が四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の二の項の下欄に掲げる者</p>
	<p>三 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であって、排出ガス量が四万立方メートル以上のものである作業については、公害防止組織法施行令別表第二の三の項の下欄に掲げる者</p>
	<p>四 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であって、排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の四の項の下欄に掲げる者</p>
<p>十 坑廃水処理施設の鉱害防</p>	<p>一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であって、</p>

止に関する作業	<p>排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が一万立方メートル以上のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の五の項の下欄に掲げる者</p> <p>二 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であって、排出水量が一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の六の項の下欄に掲げる者</p> <p>三 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であって、排出水量が一万立方メートル以上のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の七の項の下欄に掲げる者</p> <p>四 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であって、排出水量が千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の八の項の下欄に掲げる者</p>
十一 騒音発生施設（公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設（騒音指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の九の項の下欄に掲げる者
十二 振動発生施設（公害防止組織法施行令第五条の二に掲げる施設（振動指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十二の項の下欄に掲げる者
十三 ダイオキシン類発生施設（公害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げる施設に限る。）の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十三の項の下欄に掲げる者
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十一の項の下欄に掲げる者

十五 石綿粉じん発生施設の 鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十の項の下欄に掲げる者
十六 鉱業廃棄物の処理施設 の鉱害防止に関する作業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十七条に掲げる資格を有する者
十七 有害鉱業廃棄物の処理 施設の鉱害防止に関する作 業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律規則第八条の十七第二号に掲げる資格を有する者

別表 2（作業監督者の資格を有する者）

作業の区分	国家試験の種類
一 火薬類の存置、受渡、運搬及 び発破（石油鉱山（石油坑によ るものを除く。）においては、火 薬類の使用）に関する作業	一 火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所における一時 存置する場合を除く。）する作業以外の作業については、上級 保安技術職員試験（石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び垂 炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。） においては甲種上級保安技術職員試験及び石油鉱山においては 丙種上級保安技術職員試験に限る。）、坑外保安係員試験（石炭 坑及び石油鉱山を除く。）、坑内保安係員試験（石油鉱山を除き、 石炭坑においては甲種坑内保安係員試験に限る。）、鉱場保安係 員試験（石油鉱山に限る。）又は発破係員試験（石油鉱山を除 き、石炭坑においては甲種発破係員試験に限る。）
	二 火薬類を取り扱う作業（発破に関する作業を除く。）につい ては、火薬係員試験
二 ボイラー（小型ボイラーを除 く。）又は蒸気圧力容器に関する 作業	一 最高使用圧力〇・四メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧 力容器に係る作業については、汽缶係員試験
	二 最高使用圧力〇・一メガパスカル以上〇・四メガパスカル未 満のボイラー又は蒸気圧力容器に係る作業については、上級保 安技術職員試験、汽缶係員試験又は機械保安係員試験
上の高圧ガス（内燃機関の始動、 タイヤの空気の充てん又は削岩の 用に供する圧縮装置内における圧	

<p>縮空気を除く。)を製造するための設備(冷凍設備及び昇圧供給装置を除く。)に関する作業</p>	
<p>四 冷凍設備(冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満(フルオロカーボン(不活性のものに限る。))にあつては五十トン未満)のもの、冷凍保安規則第三十六条第二項に掲げる施設(同項第一号の製造施設にあつては、アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。)であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものを除く。)に関する作業</p>	<p>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</p>
<p>五 昇圧供給装置に関する作業(天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。)</p>	<p>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</p>
<p>六 電気工作物の工事、維持及び運用に関する作業</p>	<p>一 石炭坑に設置する電圧十ボルト以上七千ボルト以下の電気工作物であつて、最大電力五百キロワット未満のもの又は低圧電気工作物に係る作業については、甲種上級保安技術職員試験又は甲種電気保安係員試験</p> <p>二 石油鉱山に設置する全出力百キロワット以上であつて、最大電力五百キロワット(海洋掘採施設においては千キロワット)未満の高压電気工作物又は全出力百キロワット以上の低圧電気工作物に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験</p> <p>三 石油鉱山(石油坑を除く。)に設置する全出力百キロワット未満の事業用電気工作物(七千ボルト以下のものに限る。)及び石油坑に設置する全出力百キロワット未満の電気工作物(電圧七千ボルト以下のものに限る。)に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験</p>

	<p>四 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット以上の事業用電気工作物（高压電気工作物に限る。）であつて、最大電力五百キロワット未満のものに係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験</p> <p>五 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット未満の事業用電気工作物（電圧七千ボルト以下のものに限る。）並びに全出力百キロワット以上の事業用電気工作物（低压電気工作物に限る。）に係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験</p>
七 ガス集合溶接装置に関する作業	溶接係員試験
八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	丙種上級保安技術職員試験又は鉱場保安係員試験
九 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験（金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第一項に定める鉱物に係る鉱山については甲種鉱害防止係員試験に限る。）
十 坑廃水处理施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験（特別措置法第二条第一項に定める鉱物に係る鉱山については甲種鉱害防止係員試験に限る。）
十一 騒音発生施設（公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設（騒音指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験
十二 振動発生施設（公害防止組織法施行令第五条の二に掲げる施設（振動指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験
十三 ダイオキシン類発生施設（公	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験

害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げる施設に限る。)の鉱害防止に関する作業	
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験(特別措置法第二条第一項に定める鉱物に係る鉱山については甲種鉱害防止係員試験に限る。)
十五 石綿粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験又は鉱害防止係員試験
十六 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験、鉱害防止係員試験、鉱場保安係員試験(石油鉱山に限る。)又は坑外保安係員試験(石油鉱山を除く。)
十七 有害鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	上級保安技術職員試験、鉱害防止係員試験、鉱場保安係員試験(石油鉱山に限る。)又は坑外保安係員試験(石油鉱山を除く。)

別表3(特に危険な作業に従事する鉱山労働者への教育)

作業	教育事項	時間数
一 石油鉱山(石油坑によるものを除く。)における火薬類を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> 一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 火薬類による作業方法に関すること 四 作業の実技 	<ul style="list-style-type: none"> 四時間以上 六時間以上 八時間以上 十八時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。
二 石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び垂炭のみの掘採を行うものを除く。)における発破に関する作業	<ul style="list-style-type: none"> 一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること 四 発破に関する実技 	<ul style="list-style-type: none"> 六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。
三 前二号のほか、鉱山における発破に関する作業	<ul style="list-style-type: none"> 一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること 四 発破に関する実技 	<ul style="list-style-type: none"> 六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び

		見習期間を一箇月以上とする。
--	--	----------------

別表 4 (放射線の測定結果の記録)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ 第十三号で測定又は集計された線量	第十三号で測定又は集計された時期ごと	第二十四号に定める期間
ロ 第十四号で算定された実効線量(第十五号で算定された累積実効線量を含む。)又は等価線量	第十四号(累積実効線量のときは第十五号)で算定又は集計された時期ごと	第二十四号に定める期間
ハ 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空气中的放射性物質の濃度	毎週一回	十年間
ニ 製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間
ホ 鉱山から排出される空気及び水(製錬場から排出される空気及び水を除く。)の中の放射性物質の濃度	測定の都度	十年間
ヘ 製錬場から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度(連続して排出される空気及び水については、一日間及び三月間の平均濃度)	排出の都度(連続して排出される場合は、一日間の平均濃度にあつては毎日、三月間の濃度にあつては三月ごとに一回)	十年間
ト 保安規程に定める箇所における外部放射線に係る線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度	測定の都度	十年間
チ 放射線業務従事者の当該業務に就く以前の当該年度の放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	第二十四号に定める期間

